一　道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車
イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）
(1)　(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車
(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千四百円
(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円
(2)　軽自動車　五千四百円
(3)　二輪の小型自動車　三千二百円
ロ　イに掲げる自動車以外の自動車
(1)　乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）
(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　二千七百円
(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千七百円
(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
(i)　車両総重量が一トン以下のもの　二千七百円
(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円
(3)　軽自動車　二千七百円
(4)　二輪の小型自動車　千六百円
二　前号に掲げる自動車以外の自動車
イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）
(1)　乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）
(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　一万千四百円
(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万千四百円
(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
(i)　車両総重量が一トン以下のもの　一万千四百円
(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに一万千四百円
(3)　軽自動車　八千二百円
(4)　二輪の小型自動車　四千六百円
ロ　イに掲げる自動車以外の自動車
(1)　乗用自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）
(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　五千七百円
(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千七百円
(2)　(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千七百円
(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千七百円
(3)　車両総重量二・五トン以下の貨物自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）
(i)　車両総重量が一トン以下のもの　四千百円
(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに四千百円
(4)　軽自動車　四千百円
(5)　二輪の小型自動車　二千三百円

第九十条の十二第一項第四号及び第五号中「掲げる自動車」を「掲げる検査自動車」に改め、同条第四項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を、「には」の下に「、平成二十六年三月三十一日までに第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては」を加え、「とする」を「とし、同年四月一日以後に第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する」に改める。

第九十三条第一項第二号中「第八項」の下に「（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）」を加え、「並びにこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合並びに同法」を「、同法」に、「を含む。）」を「並びに同法第百四十四条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び地方法人税法第十九条第五項において準用する法人税法第七十五条第七項」に改め、同条第三項第二号中「第七十条の六第三十七項第三号」を「第七十条の六第三十八項第三号」に改め、同項第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第五項中「第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項」を「第七十条の四第三十五項及び第七十条の六第四十項」に、「第七十条の六の四第十七項並びに」を「第七十条の六の四第十七項、」に改め、「含む。）」の下に「並びに第七十条の七の五第十二項（第七十条の七の八第十二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十四条第二項中「第百五十二条」を「第百五十二条第三項」に改める。

第九十七条の二第二十五項中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に改め、同表の市町村の項中「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項」に改める。

（税理士法の一部改正）

第十一条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「定めるものを除く。」の下に「第四十九条の二第二項第十号を除き、」を加え、同項第二号中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3　第一項第四号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。

第四条第四号及び第六号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第一項第二号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。）を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

第五条第一項第一号中「三年」を「二年」に改め、同項第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「三年」を「二年」に改める。